

帝国大学体制成立前史——第一期東京大学末期の状況

中野 実

目次

はじめに—課題の設定

一 第一期東京大学末期の組織と人事

(一) 二つの史料をめぐつて

(二) 東京大学の首脳人たち

(三) 首脳人たちの決裁文書の分析

二 東京大学改組問題

(一) 『理学部移転一件書類』(明治十八年)

(二) 「拡充整理案」

小括

はじめに—課題の設定

本稿は帝国大学創設前の東京大学の現状を三つの視点から描く。対象期間は一八八四(明治一七)年から一八八六(明治一九)年三月までの、約二年である。この期間の具体的指標を示せば、森有礼の文部省御用掛から大臣就任までとなる。東京大学の帝国大学への改組に決

定的な影響力を及ぼしたと言われる森という人物が、御用掛として在任したこの期間の東京大学を取り上げる意味は、決して小さくはない。

先行研究によつてこの時期の東京大学の主な事項を、

(一) 法理文三学部の本郷キャンパスへの移転、統合

(二) 別課教育課程の廃止

(三) ほかの官庁の専門教育機関の統合

(四) 東京大学予備門の独立

と概括するのは粗雑すぎるだろうか(学科課程、修業年限の変更等の教育の内的事項は除く)。この三つの事項は「東京大学百年史(通史)」(以下、「百年史」と略記)に詳述され、分析の対象にもなつてゐる。ただ、その視点は帝国大学体制成立へ向けての動き、変化として位置付けられてきた。東京大学における内的動向、再編として捉えられてこなかつた印象は否めない。

第一期東京大学時代(一八七七年四月～一八八六年二月)の末期を以下三つの視点において分析する。

その一つは事実史的視点である。帝国大学と東京大学との連続面、断続面のどちらを強調するにしても、本稿の対象時期の実態史をあきらかにすることは研究の前提作業になるはずである。しかしながら、さきに指摘した四つの項目を除くと、事実史的解明はほとんど進んでいないのが、現状である。解明が進まない実態の具体的な内容は多岐にわたる。たとえば、もつとも大きな組織改革は一八八五（明治一八）年の法学部から法政学部への改称と、理学部の応用部分を分離して工芸学部を設置したことである。この改革の発議主体は誰なのか。いかなる東京大学組織の再編成構想に基づいていたのか。数ヶ月後にはこれららの学部名はすべて消滅する。わずかに卒業生名簿に機関名を止めているにすぎない。朝令暮改的な大学改革にすぎなかつたのか、などである。

第一の視点はあくまでも東京大学内部の組織・内的動向に執着して、帝大改組までの軌跡を記す、ということである。大学内部の起案文書、意見書などの分析を通して見るといふ、ごく初步的な視点に立つが、これまでほんどなされてこなかつた。史料の発掘と改編も見つかつたため、参考のため史料の翻刻を行つた。

第三に方法的視点について。今回特に文書（伺書、達などの文書）の形式的側面に着目して、実態解明の一つの方法として採用した。帝国大学成立前の学内案件の処理方法、手続き、主体などについて取り上げてみた。

本稿は、東京大学末期の運営組織と大学の「拡充整理案」（後述）という二つの実体的分析を通して、来たるべき新しい国家体制に東京

大学としてどのように対応していくか、内閣制度発足にともなう東京大学の改組、再編の課題はいかなる内容であったのか、という課題解明の一斑を担うものである。

一 第一期東京大学末期の組織と人事

- (一) 四六八 総理部長ノ會議日ヲ定ム
- (二) 二つの史料をめぐつて
- まず、二つの史料を翻刻しておこう。

（一）四六八 総理部長ノ會議日ヲ定ム
總理部長會議定日之義自今火木両曜日午后一時よりと被相定候積り之處各位御差支之有無一応相伺候也

明治十八年十月六日

庶務課 印	
穗積部長殿 印	差支無之候
菊池部長殿 印	差支無之候也
三宅部長殿 印	中央衛生会定日ハ木曜日候間可成他之日ニ御 縁替有之度
〔欄外 十月十四日送達済〕	

(二)
総理 弘〔サイン〕
庶務課主任

常務係

市川寛繁

同心得

副総理 新〔サイン〕

総理補助 教務課 惇〔サイン〕

幹事

總理部長會議定日之義毎週火曜金曜之両日午后一時ヨリト被相定可然哉

但御裁可之上ハ各部長へ通知いたし可然哉

明治十八年十月十三日

〔欄外朱記 部長心得ヘモ洩レサル様達スヘシ〕

右の史料は、この年からはじめて編綴される一八八五（明治一八）年の「檢印錄」（学内文書で総（綜）長（理）が准允した文書綴）に収められている。文書的順序を説明すれば、最初の（一）の伺い書が十月六日に各学部長に照会され、三宅の都合により予定の曜日を変更して、（二）の十月十三日に決済が行われ、十四日に学部長（及び心得）に送達された、という経緯である。実際、十月十四日には法政学部心得の加太邦憲に対して「總理部長會議定日之義、毎週火曜金曜之両日午后一時ヨリト被相定可然、此段及通知候也」と通知されていた（「百年史」、四三六頁）。この史料を二つの点から注目したい。まず第一は確認事項である。東京大学には總会と部会から構成される諮詢会と、總理部長会があつたことである。この縁りにはほ

かに「諮詢会々員區別ノ義ニ付該会員へ達」（第四五六号）としては「諮詢会々員區別之義ニ付起案之通該会員江御達相成可然哉」「改行の印、以一下同様」諮詢惣会及部会々員／自今諮詢惣会及部会々員ハ教授教師講師〔最初は講師教師の順、赤字修正〕ヲ以テ定員トシ其他ハ通例臨時会員トシ議事ノ都合ニ因リ招集候條此旨相達候事」という文書もある（明治十八年九月七日）。一八八一（明治一四）年八月制定の諮詢会会員規程の大幅な変更である。總会は「總理若クハ其代理者ヲ以テ會長トシ、各學部長予備門長及各學部教授若干名ヲ以テ會員トス」「傍点中野」とされ、部会は「學部長若クハ其代理者ヲ以テ會長トシ、當該學部教授ヲ以テ會員トス」とあり、このほか「事宜ニ因リ教授以外の教員、教諭を會員とすることができる、となつていた。第二五七号の案件によれば、總会、部会ともに教授中心の審議機関から、すべてのスタッフ、教員全員による審議機関に変更されたことになる。さらに教師という用語は、当時の用例では外国人に対する呼称であり、彼らもメンバーとして加えるという可能性を示している。もとの「事宜ニ因リ」規程の取り扱いの不明さを残しながらも、全教員による審議機関化に再編されていた、と思われる。

さらに第二点として、決済伺いに見る役職者が注目される。あらためてその人々を見てみよう。

（二）に掲出した文書の欄外にも、供覽者として總理、副總理、總理心得、總理補助、幹事という五人の役職がある。これまで判明している總理のほかの役職は、以下の理由により置かれた。

東京大学は「各部門予備門ヲ總轄シ其規模頗ル広大ニシテ、既ニ總理ハ勅任官ヲ以テ被任候次第ニ付、從テ判任以下ノ職員モ衆ク学科上二

関セサル事務モ不少、然ルニ右一切ノ事件ヲ總理一人ニテ處弁致シ候儀ハ、繁劇ニ不耐ノミナラス、到底事務ノ淹滞ヲ來ス」と設置理由に
ある。教務以外の案件と判任官の待遇を決裁する者として幹事が位
置付けられていることが分かる。その職掌は「總理ノ命ヲ受ケ大学ノ
庶務ヲ幹理ス」であり、奏任官待遇、学部長と俸給を同じくし、總長
の次に列した。さらに副總理の設置は「大學之儀ハ〔中略〕其規模廣
大ニシテ内外教員モ數多ク、且該大學之事愈整備ヲ要スル儀ニ付何分
總理一人ニテハ處務劇クシテ耐ヘ難ク、亞テ協弁スヘキモノ無之テハ
差支有之、且總理不在之節ハ十分代理スヘキモノ無之テハ不都合モ可
有之」として、一八八四（明治一七）年十月十六日に上申され、三十
一日には裁可を得た。設置の直接的な理由は、後述の服部幹事のアメ
リカ出張のためながら、彼が担つていた大学庶務関係事務の補
助者ではなく、「亞テ協弁スヘキモノ無之テハ差支有之」にあつたの
は明瞭であろう。彼は「總理ニ亞ク、總理事故アルトキハ代理スルコ
トヲ得」が職掌であり、法令的には東京大学職制中の總理職末尾に置
かれた「事故アルトキハ奏任以上ノ職員ヲシテ其事務ヲ代理セシムル
コトヲ得」を削除して、その職掌を常設化した。副總理は勅任官待遇
も予想されており、幹事より格が上であつた。職制上からいえば、東
京大学には四学部統一後、總理、副總理、幹事というラインが大学本
部に置かれ、大学運営がなされていたことになる。しかし、学内の管
理運営者としてはさきの文書を含め、明治十四年以降總理心得、總理

補助という二つの職務者がおり、三人体制ではなかつた。

（二）東京大学の首脳人たち

總理心得、總理補助の職掌に関する規程は発見されていない。四人
の首脳人は以下の通りである。

總理——加藤弘之

副總理——浜尾新

總理心得——池田謙齋

總理補助——石黒忠惠

幹事——服部一三

學部長を含めた一八八一（明治一四）年から一八八六（明治一九）
年前後までの人事一覧を図表一として掲げた。いま取り上げている總
理心得——池田謙齋、總理補助——石黒忠惠は、ともに一八八一年以前は
医学部總理と同補助である。

池田は、一八七七年医学部初代總理に就任し、翌年には内務省御用
掛が本官となる。一八七九（明治一二）年軍医本部御用掛が本官とな
り、一八八〇（明治一三）年四月医学部總理兼任の辞令が出ている。
一八八一（明治一四）年六月に同總理の兼任を免ぜられ、翌七月七日
に「陸軍軍医監兼一等侍医文部省御用掛旧東京大学医学部總理」たる
池田に總理心得が任命される。こののち彼は、一八八六（明治一九）
年一月四日に文部省御用掛の兼勤を免ぜられ、同日東京大学御用掛兼
勤となるが、ほどなく同月二十日にはその兼勤も免ぜられる。總理加
藤もまたこの年一月十日には總理を辞任しており、文學部長外山正一

図表一 東京大学首脳者在任一覧（1881年7月～1886年）

	1881	1882	1883	1884	1885	1886	1887
総理	明14 7/6	明15	明16	明17 加藤弘之	明18	明19 外山正一事務取扱 浜尾新 1/10	明20
副総理					10 1/22	11 歐州出張 (87年8月帰国)	
総理心得	7/7			池田謙斎			1/20
総理補助	7/6			石黒忠恵			1/16
幹事		2/15		服部一三	11/28 米国出張 1/8		

が同月十一日から事務取扱に任じていた。総理心得が医学部系統に配慮した飾りだけの人事ではないことは、たとえば同じ綴にある「五六二 加藤総理病気療養ノ為豆相地方へ旅行」の件に關して、「加藤總理病気療養ノ為豆相地方へ旅行」において「池田總理心得へ事務代理為致之義左案大学一般へ御達可相成哉／拙者儀病気療養之為メ願済ノ上往復二週間ヲ期シ豆相地方江罷越候ニ付不在中東京大学總理心得池田謙斎江事務代理為致候條此旨相達候事」によつて分かる。副総理の浜尾は外遊中であった。

石黒は医学部総理補心得であつた。彼の年譜を見ると、以下のようになつてゐる。一八七八（明治一二）年に内務省御用掛となり、翌一八七九年に文部省御用掛を兼勤して、三月五日に医学部総理心得に就任した。翌年には本官は陸軍軍医監となる。心得解任の日付は確認できぬ。池田とともに一八八一年七月八日「陸軍軍医監兼文部省御用掛旧東京大学医学部総理心得」たる石黒は東京大学出勤を命じられており、その日以降総理補助として勤務していたと推測される。退任の日付とともに「依頼東京大学御用掛兼勤被免」を採用してみると、

池田謙斎—一八八一年七月七日—一八八六年一月二十日
石黒忠恵—一八八一年七月八日—一八八六年一月十六日

となり、外山正一の東京大学事務取扱就任、すなわち加藤の元老院転出まで、彼ら二人は首脳者として文書決裁、意見に參画していたといふことになる。四学部統一後の管理運営陣容において、これまで医学部系統の首脳人たちの存在はまったく触れられてこなかつた。以上のことから、一八八一年以降も東京医学校時代からの医学部系統の首脳

は、大学の中核に関わっていたことが判明した。さらには、予備門においても長として杉浦重剛が就任し、六月一六日には医学部長三宅秀が事務兼勤を命ぜられ、ここにも医学部の存在が組み込まれていた。一八八一年職制改正により四学部を統一する唯一の管理者の新設とともに、その総理をサポートする体制が構築されていた。さらに、注目されるのは、池田、石黒ともに兼勤者、学外者であった点である。それまでの因縁があるにしても、兼勤者による学内行政への参画が行われていたことは注目されてよい。

ところで東京大学幹事は服部一三である。彼は長州藩出身、一八六九（明治二）年十二月からアメリカに留学し一八七五（明治八）年八月に帰国する。アメリカではラトガーズ大学に修学した。帰国後は木戸孝允参議に寄宿したのち、文部省へ入る。彼は一八八一年の幹事就任以前、すでに東京英語学校校長、東京大学法学部、理学部、文学部綜理補などの来歴を持っていた。しかし、幹事就任の約二年後、年報の記事によれば一八八四（明治一七）年「十一月二十八日官命シテ東京大学幹事兼農商務省御用掛服部一三ヲ本邦事務員トシテ新病利安府ニ開設スル万国工業兼綿百年期博覧会ニ出張セシム」（「東京大学第四年報」、「史料叢書 東京大学年報 第二卷、一九九三年、三三七頁）とある。帰国は一八八六（明治一九）年一月八日であり、外遊中であった副総理浜尾に代わり東京大学事務取扱外山とともに、幹事としての起案文書などに捺印をしており、職務を遂行していた。

副総理は浜尾新である。江戸豊岡藩邸に生まれ、豊岡藩は加藤弘之が生まれた但馬藩の隣藩であった。一八七二（明治五）年三月から文

部省勤務を開始して、南校、開成学校系統の管理職を歴任し、加藤とともに学内行政に尽力してきた。副総理就任は一八八五（明治一八）年一月二二日であり、年報の記述によれば「文部大書記官兼参事院員外議官補浜尾新東京大学副総理ニ任セラル」（「東京大学第五年報」、同前書四五一頁）とある。副総理発議の段階の彼の職務は専門学務局長にあり、のち専門学務局を改組した学務一局長に明治十八年二月九日に就任する。彼は文部省と東京大学とを兼任し、意志疎通が十分に譲られる関係であった。ただし、彼は同年十一月から一八八七（明治二〇）年八月まで約二年間、欧洲に派遣される。浜尾は第一期東京大学末年の約十ヶ月間在職し、服部と重複することはなかつた。内閣制度の発足、帝国大学成立時には日本を不在にしていた。

（三）首脳人たちの決裁文書の分析

今回対象とした簿冊の「大臣准允」には一一三件、「検印録」には一三六件の案件が綴られている。

まず「大臣准允」から見ていく。対象となる件数は一〇八件であり、一八八六（明治一九）年以降の八件を含んでいる。数量的に文書決裁の基本は総理と幹事、あるいは副総理である。一八八五（明治一八）年末の文書は、浜尾、服部とともに不在のため加藤のみの決裁である。総理心得、総理補助の捺印はともに五件であり、四件は重なり、一件が異なる案件である。総理、副総理、総理心得、総理補助、幹事（これが起案文書の順序）のすべてが捺印している四つの件名は左記の通りである（ただし、実際には副総理と幹事とは重複していない）。

め四人の捺印となる)。

一八八四(明治一七)年 教員私費海外留学ノ件

同年 法文学部新築ニ付移転ニ関スルノ件
造船学々科課程ノ件

一八八五(明治一八)年 寄宿課員ヲシテ舍内寄遇致サセ度件

医学部系統の代表としての職務と考へると、医学部関係の案件には必ず捺印をすることが予想されるが、「別課医学生卒業試問規則修正ノ件」には池田らの捺印はない。四件の中で注目されるのは第一に掲げた「教員私費海外留学ノ件」である。

第三十九号

本学教員之儀漸次外国派遣之留学生成業帰朝致候運ヒニ従ヒ、外国教師之後任ヲ為受継候様相成、隨テ外国教師ハ漸次減省之事ニ相成居候處、右成業帰朝之上ト雖本学就任後數年間徒ニ教導ニノミ従事致居候而ハ、學術上之新知見ヲ増ス之手段ニ乏敷、隨テ其学力モ啻ニ進歩セサノミナラス、漸ク低度ニ至ラサルヲ得サル儀ニテ、高等教育ノタメ実ニ遺憾不少存候ニ付而ハ過日日本教員ヲ增加スルニ隨ヒ教導上之都合ヲ計リ、一兩人位ツ、願ニ依リ私費ヲ以テ本官之儘為研究各國江出張之儀許可相成候様致度、尤私願之儀ニ有之候得者別段手当等交付候ニハ不及儀ニ候得共、俸金之儀ハ何卒其儘被下置候様致度、左ナク候而ハ何分ニモ入費不少儀故、到底其志ヲ達スル事能ハサルハ勿論之儀ニ有之候、尤右許可之儀ハ大凡五ヶ年以上奉職之者ニ限り候様内定有之可然ト存候、且又期限之儀モ往返在留ヲ合シテ壹年乃至壹年半位ニ

止メ置、可成追々交代出張為致候方可然ト存候、仍テ此段予メ稟請致候也

明治十七年三月十六日

文部卿大木喬任 殿
東京大学總理加藤弘之 印

大木は太政官にこの件の伺書を提出した。内容は大学起案とほぼ同様であり、「我教員ノ学力彼学士ト駢進スル能ハサルノミナラス漸ク低度ニ至ラサルヲ得サル儀ニテ、高等教育提獎上隔靴之憾不少」という新たな視点が加わっていた。この稟請に対し三月三十一日付にて許可する旨の達が出された。その後派遣条件が緩和され、在職三年以上と短縮され、派遣期間は二年間に延長された(一八八五(明治一八)年六月二十四日)(倉沢剛『教育令の研究』一九七五年、六四六頁)。この文書は、外国人教師の代替としての日本人教師の養成、一

八八一(明治一四)年はじめて東京大学に誕生した日本人教授の成立後三年余の時点ころから、大学教員は学生教育ばかりでは学問程度が低下してしまって、つねに「新知見」を求めるなければならない、という意識が現れてきたことを示している。海外の留学体験を持つ大学教員の切実な要望であつただろう。

つぎに「検印録」である。件数は一三六件あり、文書決裁の基本は総理と副総理であり、それに心得と補助が加わる。四人のうち三人が捺印しているのは三件である。主だった件名は左記の通りである。

一八八五(明治一八)年

・医学部別課医学及製薬学生へ卒業証書授与式施行

・三大節参賀不參ノ奏任官へ届書差出方ノ達

・解剖屍百体祭執行ノ義天王寺住職上申

・本学法学部別課法学生医学部別課医学、製薬生自今新募ヲ止メ現在

学生卒業ノ期ニ至リ右学科廃止ノ件

・夏期休業中理学部移転ニ付達其他ノ件

・佐藤第一医院長ヨリ伝染病室新築ノ義稟請

・傭村上貞正ヨリ解剖室ヲ借受解剖シ且同屍体ハ天王寺解剖葬地ノ一隅ヘ埋葬ノ義其外出願

・衛生学教場ニ於テ試験薬品入用ノ旨申出ノ節ハ相渡スベキ旨製薬學

教場へ達
十月三十一日前学年卒業生ニ学位ヲ授与スル件

明治十八年十月一日

東京大学総理 加藤弘之

第四、五項はのちにふれる。内容を補則すれば、第一項の授与式施行は、一八八四（明治一七）年中に卒業した生徒たちに対してこの年（明治十八年一月三十一日）証書を授与する件であり、その式次第につき石黒總理補助が「總理副總理ノ内ニテ祝辭アラサレバ生徒満足ヲ得ザル可シ切ニ之ヲ希望ス」と欄外に意見述べていた。この件については、同「検印録」に綴じられている「東京大学医学部別課医学学生森佑晴ヨリ本科別課ノ教員ヲ合併スル等ノ件ニ付建議」の一項目に盛り込まれており、同生徒にとつては懸案のようであった（注二参照）。

右の諸件以外に、もう一点、總理、副總理二人及び四学部長の捺印による学内への達を取り上げる。一八八五（明治一八）年十月一日付

けにて「當年本学経費ノ義理学部合併等ノ為メ非常ノ支出ヲ要シ最困難ニ付各教場新營其他物品購入等ノ分モ可成次年度ヨリ可申出旨各教員ヘ内達」が出された。全文は以下の通りである。

当会計年度本学経費之儀、理学部合併等之為メ非常之支出ヲ要候上、尙亦今后大学各学部漸次新築計画之為メ、更ニ年々経費中ノ幾分ヲ割キ右新築費ニ充テ候儀ニ付、次年度ニ至リテモ固ヨリ余リアル儀ニ者無之候得共、本年度之如キハ前陳之通り最モ頗ル困難之時秋ニ有之、極メテ節減ヲ要候次第二付、各教場ニ於テ新營修繕或ハ物品購入ヲ要シ候分モ、可及的差繰リ次年度（明治十九年度四月以後）より漸次申出可有之此段及内達候也

この年一月山県有朋内務卿が提出した「地方経済改良ノ議」からはじまった財政緊縮問題は、第三次教育令（一八八五（明治一八）年六月）の基本方針を規定した。文部省におけるもつとも多額な経費を支消していた東京大学にとつても、この財政縮減は無縁ではなかつた。右の文書にもあつた理学部合併の件は、文部省の官立学校経費報告においても言及されているように、一つの財政的見地にも立つた処置であつた。

図表一にあらためて見れば一目瞭然のように、学部長を除いた東京大学首脳たちは、帝国大学成立時点ですべて職を解かれていた。森

の横死、初代総長渡辺洪基が退任したのちに至り、ようやく加藤がまづ復帰、ついで浜尾も総長となっていく。

三 一八八五年の改革課題

(一) 「理学部移転一件書類」(明治十八年)

本稿の対象時期における特記事項として、法理文三学部の本郷移転、別課教育課程の廃止を指摘した。その一つ法學部別課法学科、医学部別課医学科、製薬生、古典講習科の廃止について、「東京帝国大学五十年史(上冊)」(以下「五十年史」と略記)は「別課法学科の設けは法学教育の未だ普及せざりし時代にありては極めて必要なることなりしも、本学部の事業漸次進歩するに従ひ、其の必要も減少すると共に、斯くの如き事業は大学が当然為すべきことに非ず、大学本来の事業にして拡張又は改善を要するもの少なからざる際、経費の関係を顧慮し、別課法学科等を廃すべしといふ議論起り」と記し(六二二頁)、次いで「一 大学本然ノ事業ヲ拡充整備センニハ別課医学生別課法学生製薬生古典講習科生ノ新募ヲ止メ漸次此等ノ余業ヲ廢セサルヘカラサル事／前項所陳ノ如クセハ廈屋ヲ改築増設スルノ方法相立」云々とその理由書を掲載している。

この史料を改めて読むと、一項目しかないので「一」という序数の付し方からして不自然であり、本文冒頭の「前項所陳」はこの文書以外にも「所陳」したもののがなければならない、などの疑問が生じる。さらに別項「理学部の本郷移転」(「五十年史」、五三七頁)においても今回取り上げる史料の一部分が掲載されている。こちらも同様に

「前項所陳」云々ではじまっている。

右の二つの史料及び以下で分析する史料は、さきの「廈屋ヲ改築増設」の文言を頼りに、それまで存在は知っていた簿冊を検索した結果、「理学部移転一件書類」(明治十八年／東京大学／庶務二二)に收められており、かつ一括書類であることが判明した。

史料(本文には題目はなく便宜的に「後來本学ノ事業ヲ拡充シ高等教育ヲ整理」する伺書とし、以下「拡充整理案」と略記)には二種類ある。一つは草稿であり、もう一つが正式な伺書である。草稿には「本学ノ廈屋ヲ改築増設スル事理学部ヲ本学内へ移転合併スル事別課医学生別課法学生製薬生等ノ新募ヲ止ムル事ノ三件大要別記ノ旨趣方法ヲ以テ予シメ決定シ施行ノ用意イタシ可然乎／本件決定ノ上ハ本省へ經伺ノ手続ニ可取計候事」とあり、總理、總理心得、副總理、總理補助、各部長のそれぞれのサインあるいは捺印がある。この形式から明瞭なように「拡充整理案」は東京大学全學の正式な承認を経ていた。ただし、諮詢会において審議、決議はなされていない。草稿の日付は十八年三月、筆者は筆跡から推測して浜尾と思われる。正式な伺書の日付は三月十四日文部卿大木喬任に提出された。伺書の末尾には「以上三件ハ後來本学ノ事業ヲ拡充シ高等教育ヲ整理センカ為メ、今日ニ在リテ予シメ決定セラレンコトヲ企望スル所ナリ、此段相伺候急速御裁可ヲ仰キ候也」とある。この計画は決して急場凌ぎの処置ではなく、大学の将来の方向性を確認するためにあつた。四月一日に左のような回答がなされた。

書面伺之趣聞届候条左ノ通り可心得事

一 費用ノ儀ハ十七年度ニ於テ金三万円、十八年度ニ於テ金壹万七千円別途交付可致、十九年度以降ニ要スル分ハ当該年度予算編成ノ際何分ノ詮議ニ及フヘシ

一 厦屋建築ノ儀ハ其都度絵図面等相添更ニ伺出ヘシ

一 別課等諸科廃止ニ付生スヘキ余剩金等ヲ以テ措置スルヲ要スル事項ノ儀ハ其際更ニ詳細取調具申スヘシ

一 現今ノ理学部移転後不用ニ属スル部分ノ博物場其他ノ建物ハ本省

ヘ可差出候事

文部卿
大木喬任
之印

明治十八年四月二日

(二) 「拡充整理案」

本文は別紙として全文翻刻した。その構成は「廧屋ノ改築増設ヲ要スル事」、「理学部ヲ本学内へ移転合併スル事」、「大学本然ノ事業ヲ拡充整備セシニハ別課医学別課法學生製薬生古典講習科生ノ新募ヲ止メ漸次此等ノ余業ヲ廈セサルヘカラサル事」、の「三件大要」からなり、それにまえがきとあとがきが付されている。

まえがきにおいて、基本的視点を示している。それは「学校経済ノ方法」を最優先に考え、課題の達成を図るべきである、という視点である。その際、文部省にも相応の措置を考えてほしいが、基本は東京大学自身が創意工夫をしなければならない。教育研究機関として相応しい大学環境を経済との関係で考えなければならない、というのが趣旨である。

まず課題の第一は「廧屋ノ改築増設ヲ要スル事」である。現状の惨状が次のように指摘されている。「元來本学ノ廧屋タル理医学部ノ如キ概不仮設ニ係リ、諸科実験場等ノ用ニ適セス、講究上不便ニシテ常ニ苦情ノ絶ヘサルモノアリ、且廧屋頽破スルニ從ヒ一時ノ修繕ニ修繕ヲ加ヘ、教場不足スルニ從ヒ姑息ノ建増ニ建増ヲ加ヘ嘗テ修繕建増止ムトキナシ」。

一八八四（明治一七）年九月にすでに竣工して、本郷キャンパスに移転していた法文校舎は取り上げられていません。もっぱら理学部と医学部であり、その両学部は前者が神田錦町、後者が本郷キャンパスというように分離していた。臨時の、仮設的、場当たり的施設の状態では「次第ニ經濟ノ方ニ進マシテ、却テ不經濟ノ向ニ歩ムモノニシテ、實ニ学校ノ財務上一日モ等閑ニ付スヘカラサルナリ」、

教育研究機関に適格で堅牢な建物を作る事が結局は「經濟」的である。そのために必要な経費をどのように捻出するかが、もつとも大きな課題であった。その方法としては、理学部の合併と「余業」の廃止とが俎上に上了た。

理学部の本部（本郷）への移転、合併は「廧屋ノ改築増設ヲ要シ、本学経費中ヲ節減シ幾分ヲ其費ニ充用セシカ為メ、且事業ノ重複ヲ除キ経費ノ累冗ヲ省カシカ為メ」である、と二つの理由が冒頭に記されている。前半はこれまでの文脈であるが、しかし後者は新たな根拠であり、ここを中心課題となっている。「百年史」においてもこの内容が説明されている（五一二頁）。それも参考しながらまとめてみよう。事業の重複とは「現今理学部医学部ノ物理学、化学、動物学、植物学等ノ諸教室、実験場等両学部ニ並置シ、器品ノ如キモ両所ニ準備セサ

ルヲ得ス、図書閲覧室等數所ニ設置シ、図書ノ如キモ重複セサルヲ得ス」である。さらに不経済とは「教務、庶務、会計ノ如キモ各所ニ於テ取扱ハサルヲ得ス、隨テ数多ノ職員、雇人ヲ使用セサルヲ得サルノミナラス、往々事務ノ渋滞ヲモ免カレス、コレ啻ニ財務上不利ナルノミナラス、教務上ニ不便ナレハ亦タ等閑ニ付スヘカラサル」と。同一キャンパスにすることにより、教務と財務との効率的運用を図ろう、というのが眼目であった。

しかし困難を覺悟で「非常ノ計画ヲ為シ、殆ント一時火災ニ罹リタル心持ヲ以テ、臨機ノ処分ヲ為」すと述べる。その具体的な換用、便法などは別紙を読んでほしい。この結果、財務については「本学諸教室、事務室等配置ノ方法ノ如キ、并ニ職員、雇人、器具、消耗品等ヲ減少シ、其剩余ト本省ヨリ特ニ幾分ノ下付ヲ請フヘキ額トヲ以テ廻屋改築等ノ費用ニ充ツル見込ノ如キハ別紙ニ詳カナリ、果シテ之ヲ実施セハ啻ニ学校経済上ニ便利便法」となり、教務上は「教科相通シ、物理学、化学、動物学、植物学、生理学、解剖学等殊ニ相襯補スル所アリ、書器等互ニ流用シ有無相弁スルヲ得テ其効益亦タ鮮少ニアラス、又新築スヘキ病室ヲ一時教室等ニ仮用スルモ、凡一ヶ年ヲ期シテ医院ニ還付スルヲ要セハ其期年内ニ於イテ完全ノ科学実験局等ヲ本学内ニ新築シ、理学部ノ化学諸科、冶金学、試金術等ヨリ以テ医学部ノ化学、薬学科等ニ至ルマテ此ニ併置セシメハ、教科上便宜ニシテ又更ニ其費用ヲ減省スルヲ得ヘシ」となる。

この理学部の移転は、さきのように四月一日に大臣の許可を得て、政府には九月十二日に「東京大学理学部移転之儀ニ付上申」がなされ

ていた。理学部の移転は上申書中に一八八五年夏期休業中に敢行された、とある。理学部校舎の竣工は文部卿の回答にあつたように明治八年度までに四万七千円の交付であり、さらに学内経費を毎年約一万五千円節約してみると、「百年史」の記述のように一八八八(明治二)年十二月が妥当である。

さいごは「一 大学本然ノ事業ヲ拡充整備センニハ別課医学生別課法学生製薬生古典講習科生ノ新募ヲ止メ漸次此ノ余業ヲ廢セサルヘカラサル事」である。槍玉に挙げられて別課医学科、別課法学科、製薬生、古典講習科はそれぞれに設置の時期も経緯も異なる附設的教育課程であった。それらを一括して廃止する理由は、役割の終焉と本科拡充策の二つに分けられる。その眼目、すなわち廃止の目的は「此等ノ余業ヲ廢シ、其余剩ヲ以テ本然ノ事業ニ要スル費用ノ幾分ヲ補フヘシ」にあつた。廃止することにより浮く余剰金とは、具体的に考えれば教職員解雇によるそれである。

別課医学科と古典講習科の廃止理由は、役割の終焉である。

「別課医学ノ如キ開設以来数百ノ医生ヲ輩出シ、公衆ノ衛生ニ裨益ヲ与フルコト尠カラスト雖トモ、今日ニ在リテハ医学漸ク進歩シ、地方ニ於テモ数多ノ医生ヲ養成シ、別課医学卒業生ノ如キ其需用少キニ至レリ」と述べている。明治八年以来、一五〇〇人の卒業生を出していた(「百年史」、五三二頁)。廃止ではなく「別課医学ノ程度ヲ高クシ、其準備ヲ充タシ以テ医学本科ト競争セシメ水準ノ度ニ到リ、遂ニ合ニ帰セシムヘシトノ説ナキニアラスト雖モ」と別の処理方法に反駁を加えている。この説は医学部別課医学生の森祐晴が建議していた

「本科別課ノ教員ヲ合併等ノ件」と思われる。⁽¹⁾しかし、この建議は「コレ倍々経費ヲ増シ重複ヲ加フルモノニシテ、本科、別科、予備ノ学修各基礎ヲ異ニスル」という経費と基礎教育との違いにより否定された。最終的には「漸次本科学生ヲ増員スルノ便且益アルニ若カサルナリ」であった。

古典講習科については「既ニ一回募集シ數十ノ生徒アレハ和学者、漢学者ノ後繼ニ供シ、其伝学ニ大ナル不足ナカルヘシ」と述べている。この伺書以前の生徒数は国書課約五五人、漢書課六〇人、总数約一一〇人であり、文学部本科より格段に多かつた。一つの国に必要な学者数の算定基準があつたのか不明であるが、最終的には国書課は一八八六（明治一九）年一九人、一八八八年一七人、漢書課は一八八七（明治一〇）年二五人、一八八八年一六人の卒業生を出した（総計八七人）。

別課医学科の最善策として示された本科拡充策案は別課法学科、製薬生とも同様であった。「別課法学生ノ如キモ法学本科ノ教制ヲ改正シ、其学生ヲ増員セハ別ニ設クルヲ要セス」、「製薬生ノ如キモ薬学本科ヲ復セハ亦タ別ニ之ヲ設クルヲ要セス、其簡易ノ学科ヲ履ミ、浅近ノ課程ヲ修ムル者ノ如キハ他ニ於テ養成スルモノアルヘシ」と。役割の終焉、本科拡充策とともにいくつかの背景が考えられる。私学の隆盛、不安定な教育水準、さらに高尚な教育要求などである。⁽²⁾しかし、最大の眼目は経費節減にあつた。

ところで「大學本然ノ事業」として計画されている専門科目は各学部毎に記され、具体的な科目が羅列される医学部を除くと、一般的な科目である。

医学部・病理局の新設、生理学、解剖学、眼科、産科、精神病学、衛生学等の実験場、病室等の増設、薬学本科の加設。
さらに「各学科ノ教授等現今一二人ニ担任セシムモノ後來數人ニ分任セシメ以テ愈其講授ヲ精駁ナラシメサルヘカラス」と教授形態の改善策まで提案していた。

以上「余業」廃止の件は、役割の終焉と拡充策を謳いながら、別課医学科に見られるように、人員縮減にあつた。「百年史」はこの点について次のように記している。「この教場の廃止は、翌十九年三月においてそれを担当した一〇名の日本人教官の解職や非職による人員削減を伴うものとなつた」（五三二頁）。これは古典講習科もまた同様であつた。⁽³⁾

小括

「はじめに」において課題を設定したように、第一期東京大学時代末期の状況を学内運営組織（陣容）と再編成への動向とから明らかにした。

東京大学は創立の一八七七（明治一〇）年以来、帝国大学の成立まで基本的には東京開成学校、東京医学校系統からそれぞれの管理首脳者を配置して、学内の管理運営は組織され、維持されてきた。さらに一八八一（明治一四）年以来それらの陣容を基本にして、諮詢会（総会、部会）、總理部長会など重層的な運営機構を構築してきていた。

再編成の具体相は、本郷キャンパスへの全学部の統合であり、財政縮減にあつた。その牽引車の役割を果たしたのは浜尾であった。これ

まで別々に論じられていた理学部の本郷移転、附設的教育課程といった「余業」の廃止は、「学校經濟ノ方法」による高等教育の整理課題であった。一八八五（明治一八）年二月から始まつた教育費削減に対して、「抑モ大学ハ直轄局部中最大ナルモノニシテ、其經濟ノ得失ハ本省ノ財務ニ関スルコト亦タ最大ナルヲ以テ、宜ク現状ヲ察シ後米ヲ慮リ特ニ計画スルヲ緊要トスルナリ」（拡充整理案）という発想のもとに行われた。二月からの經濟緊縮を、いわば見通して再編成を敢行した、と推測される。牽引車であった浜尾が、学務第一局長（専門学務局長）であったことが、大きく影響していたであろう。彼は東京大學の再編成を学内のみでなく、同時に学部学科の再編成、工部大学校の合併問題についても動きを示していた。^{〔五〕}

しかし、これらが歴史的事実として成立した帝国大学体制と直接的に結びつくかどうかは、いまだ課題として残されることになる。

注

(一) 「五十年史」が一括文書をいかなる理由により分割して取り扱つたのか、疑問が残る。編纂当時には、一括した文書（綴）と

して存在しなかつたというのが妥当な解釈であるが、本文にて指摘した形式上の疑義は明らかであり、それを無視するといふことは理解できない。「五十年史」草稿に修正はない。また方針部分ともいうべき最初の部分が掲載されていない点も気になる。

(二) 「東京大学医学部別科医学生森佑晴ヨリ本科別科ノ教員ヲ合併スル等ノ件ニ付建言」。【検印録】（明治十八年所収）。建言は約

一千五百字からなり、明治十八年二月の日付で副總理浜尾に宛てられている。

(一) 本科別課の教員を合併する事（但外国教員を除く）、(二) 特等科の設置、(三) 一学期毎の試験の施行、(四) 報奨給費生の設置、(五) 卒業式を盛大化すること、(六)

実地演習の全備、(七) 教場整頓の徹底と教場検査の実施、(八) 勤隋を試験に加えること、(九) 教場費の廃止、(十) 生徒控室の設置、(十一) 入学試験規則の改正、(十二) 別課法医学卒業生に得業生の称号を授与する、と盛り沢山の要求である。第一項の合併論には「贅員ヲ省キ学力智識ナル人ヲ用ユレバ經濟上ニ利益アリ」云々と効率論的觀点があり、全体からいえば別課の水準向上を企図していた。もともと邦語による教授が原則であり、ドイツ語による教授は臨時の、過渡的措置であるならば、本科と別課とを「混一スル用意コソ肝要ナリ」と述べ、具体的には「別課入学試験ノ科目ヲ高尚ニシ高等中学卒業生ノモノ若クハ之ニ相当ノ学力ヲ有スルモノヲ精選シ可成速ニ本科別課ノ合併ヲ希望ス」にあると考えられる。これに対しても浜尾は反論していた。

(三) 別課法学科の實態について土方寧は次のように申報に記していた。「生徒皆其講述ヲ解得スルニ苦ミ要領スラ尚ホ筆記スル事能ハス」、「其學力ノ不同甚シク授業上頗不便ヲ免レサリ」、「訛読ノ力ナキヲ以テ講義ノミニ依頼シ広ク原書ヲ参照スル事能ハサリシ」など、その實態は慘憺たる状況であったことが窺われる

【東京大学第四年報】【史料叢書 東京大学年報】第二卷、一九

九三年、三五二頁)

(四) 「東京大学法理文三学部一覽」(自明治十六年至明治十七年)に
古典講習科担当の教員として挙げられている人物のうち、「帝国
大学一覽」(自明治十九年至明治二十年)以後「自二十一年至明
治二十二年」までに解雇されたのは八人である。残つたのは小
中村清矩、久米幹文(二十年まで)、物集高見であり、代りに島
田重礼、内藤耻叟、南摩綱紀(二十年まで)であった。

(五) 文部省上層部における工部大学校の合併案作成が一八八五年(明
治一八)年四月頃から開始されていたことが最近判明した(拙
稿「工部大学校の移管と統合」「神奈川大学評論」第二二号、一
九九五年参照)。他官厅の専門教育機関の文部省移管はすでに前
年明治一七年一二月に司法省学校が、一八年五月には農商務省
の東京商業学校も行われていた。あるいはのちの農科大学とな
る駒場農学校等の合併も考えられていたかもしれない。

〔別紙〕

大学ノ事業素ヨリ重大至要ニシテ、前途愈其拡充整備ヲ図ランニ
ハ須ク学校経済ノ方法ヲ案シ以テ将来大成ノ目的ヲ立ツヘシ、現今
東京大学タル法理医文ノ四学部ニ涉り教科百数十目、教員數十人ニ
シテ、尚未タ本然ノ事業ニ於テ欵欠スル所尠シトセス、且廈屋ノ容
積数千坪ニ涉ルモ、啻ニ諸科実驗場等ノ用ニ適セサルノミナラス、
現ニ頽破シ又將ニ用ウヘカラサラントス、顧フニ本学ニ於テ此等諸
般ノ准備ヲ充足スルコト極テ容易ナラス、而シテ本省ニ於テ目下本
学ノ費額ヲ増加セラル、コト亦甚々難カルヘシ、宜ク本学ニ於テ非
常ノ措置ヲ施シ、本省ニ於テモ特別ノ処分ヲ行ハレ以テ其拡充整備
ヲ圖ルニ若カス、蓋シ本学ノ事業ト学校経済トノ要件枚挙ニ遑アラ
スト雖モ、差向速ニ実施セサルヘカラサル件々ヲ左ニ掲ク

一 厦屋ノ改築増設ヲ要スル事

厦屋ハ事業ノ要器トモ謂フヘクシテ、其用ニ適スルト否トハ学校
経済ノ係ル所鮮少ニアラス、元來本学ノ厦屋タル理医学部ノ如キ
概不仮設ニ係リ、諸科実驗場等ノ用ニ適セス、講究上不便ニシテ
常ニ苦情ノ絶ヘサルモノアリ、且厦屋頽破スルニ従ヒ一時ノ修繕
ニ修繕ヲ加ヘ、教場不足スルニ従ヒ姑息ノ建増ニ建増ヲ加ヘ、嘗
テ修繕、建増止ムトキナシ、斯ノ如クンハ次第ニ經濟ノ方ニ進マ
スシテ、卻テ不經濟ノ向ニ歩ムモノニシテ、実ニ学校ノ財務上一
日毛等閑ニ付スヘカラサルナリ、宜ク速ニ厦屋ノ改築ニ着手シ其
構造堅牢ニシテ講究上便宜ヲ主トシ、年々若干円ヲ以テ若干坪
ツ、増設シ數年ヲ期シテ竣功シ、将来厦屋ノ為メニ区々ノ煩憂ナ

カラシムルコト緊要ナリ、尤モ其建築費夥多ニシテ支出ノ途ナキ
カ如シト雖モ、次項所陳ノ方法ヲ以テ臨機ノ処分ヲ為シ、本學經
費中節減シテ幾分ヲ充用シ、本省經費中ヨリモ幾分ヲ下付セラル
ニ於テハ此舉ヲ果タス甚々難キアラサルヘシ、是レ實ニ學校經
濟上ニ本學事業上ニ其効益太太少ナラントス

一 理學部ヲ本學内へ移転合併スル事

前項所陳ノ如ク廈屋ノ改築増設ヲ要シ、本學經費中ヲ節減シ幾分
ヲ其費ニ充用センカ為メ、且事業ノ重複ヲ除キ經費ノ累冗ヲ省力
ンカ為メ、速ニ理學部ヲ本學内へ移転合併セサルヘカラス、現今
理學部医学部ノ物理學、化學、動物學、植物學等ノ諸教室、實驗
場等兩學部ニ並置シ、器品ノ如キモ両所ニ准備セサルヲ得ス、圖
書閱覽室等數所ニ設置シ、圖書ノ如キモ重複セサルヲ得ス、教務、
庶務、會計ノ如キモ各所ニ於テ取扱ハサルヲ得ス、隨テ數多ノ職
員、雇人ヲ使用セサルヲ得サルノミナラス、往々事務ノ渋滞ヲモ
免カレス、コレ啻ニ財務上不利ナルノミナラス、教務上ニ不便ナ
レハ亦タ等閑ニ付スヘカラサルナリ、然レトモ本學内ノ廈屋ハ医
學部スラ尚狭隘ナルニ、理學部ノ如キ闊大ニシテ數多ノ教室、實
驗場等ヲ要スヘキモノヲ合併スルハ極メテ難事ニ属スト雖トモ、
非常ノ計画ヲ為シ、殆ント一時火災ニ罹リタル心持ヲ以テ、臨機
ノ処分ヲ為シ、本廈、事務室等ノ者ハ便宜一隅ニ退転シ以テ医学
部教室、實驗場等ニ充用シ、其不足ハ今回新築スヘキ病室ヲ稍広
ク建設シ本年七八月頃マテニ竣工セシメ、凡一ヶ年ヲ期シテ之ヲ
教室等ニ仮用シ、理學部、博物場ハ予テ音樂取調所ニ於テ望ム趣

ナレハ彼此広狭ノ差アレトモ便宜換用シ、圖書室、器品場等ハ可
成一所ニ併置シ其他夫是并用セシムレハ、理學部ヲ本學内ニ移転
合併スルヲ得ヘキヲ以テ、本年夏期休業ニ際シ断然之ヲ実施スル
ヲ要スルナリ、而テ本學諸教室、事務室等配置ノ方法ノ如キ、并
ニ職員、雇人、器具、消耗品等ヲ減少シ、其餘剩ト本省ヨリ特ニ
幾分ノ下付ヲ請フヘキ額トヲ以テ廈屋改築等ノ費用ニ充ツル見込
ノ如キハ別紙ニ詳カナリ、果シテ之ヲ実施セハ啻ニ學校經濟上ニ
便利アルノミナラス、理學部ヲ合併セシムレハ教科相通シ、物理
學、化學、動物學、植物學、生理學、解剖學等殊ニ相裨補スル所
アリ、書器等互ニ流用シ有無相弁スルヲ得テ其効益亦タ鮮少ニア
ラス、又新築スヘキ病室ヲ一時教室等ニ仮用スルモ、凡一ヶ年ヲ
期シテ醫院ニ還付スルヲ要セハ、其期年内ニ於テ完全ノ化學實驗
局等ヲ本部内ニ新築シ、理學部ノ化學諸科、冶金學、試金術等ヨ
リ以テ医学部ノ化學、藥学科等ニ至ルマテ此ニ併置セシメハ、教
科上便宜ニシテ、又更ニ其費用ヲ減省スルヲ得ヘシ、抑モ大學ハ
直轄局部中最大ナルモノニシテ、其經濟ノ得失ハ本省ノ財務ニ関
スルコト亦タ最大ナルヲ以テ、宜ク現状ヲ察シ後來ヲ慮リ特ニ計
画スルヲ緊要トスルナリ

一 大學本然ノ事業ヲ拡充整備センニハ別課醫學生別課法學生製藥生 古典講習科生ノ新募ヲ止メ漸次此等ノ余業ヲ廢セサルヘカラサル 事

前項所陳ノ如クセハ廈屋ヲ改築増設スルノ方法相立チ、事業ノ重
複ヲ除キ經費ノ累冗ヲ省クヲ得テ、學校經濟上ニ本學事業上ニ幾

多ノ便宜ヲ得ヘシト雖モ、本学本然ノ事業ニ於テ尚缺欠スル所ノモニシテ、前途拡充セサルヘカラサルモノ多ク、此等ニ要スル費用亦タ尠カラス、須ク学校経済ノ法ヲ案シ、其減省スヘキハ之ヲ減省シ、其收入スヘキハ之ヲ收入スル等、諸事愈計画スヘキハ勿論今後別課医学生、別課法学生、製薬生、古典講習科生等ノ新募ヲ止メ漸次此等ノ余業ヲ廃シ、其余剩ヲ以テ本然ノ事業ニ要スル費用ノ幾分ヲ補フヘシ、別課医学ノ如キ開設以来数百ノ医生ヲ輩出シ、公衆ノ衛生ニ裨益ヲ与フルコト尠カラスト雖トモ、今日ニ在リテハ医学漸ク進歩シ、地方ニ於テモ數多ノ医生ヲ養成シ、別課医学卒業生ノ如キ其需用少キニ至レリ、或ハ別課医学ノ程度ヲ高クシ、其准備ヲ充タシ以テ医学本科ト競争セシメ水準ノ度ニ到リ、遂ニ合一ニ帰セシムヘシトノ説ナキニアラスト雖モ、コレ倍々経費ヲ増シ重複ヲ加フルモノニシテ、本科、別課、予備ノ学修各基礎ヲ異ニスルヲ以テ到底合一ニ帰シ難カルヘシ、漸次本科学生ヲ増員スルノ便且益アルニ若カサルナリ、別課法学生ノ如キモ法学本科ノ教制ヲ改正シ、其学生ヲ増員セハ別ニ設クルヲ要セス、而シテ本科生ノ外相応ノ学力アル者ハ撰科生トシテ入学スルノ道アリ、且其他ノ方法ヲ以テ聽講シ研究スルヲ得セシメハ不便ナカルヘシ、製薬生ノ如キモ薬学本科ヲ復セハ亦タ別ニ之ヲ設クルヲ要セス、其簡易ノ学科ヲ履ミ、浅近ノ課程ヲ修ムル者ノ如キハ他ニ於テ養成スルモノアルヘシ、古典講習科生ノ如キハ既ニ回募集シ數十ノ生徒アレハ和学者、漢学者ノ後繼ニ供シ、其伝学ニ大ナル不足ナカルヘシ、然ルニ大学本然ノ事業ニ至テハ缺欠ス

ル所ノモノハ力メテ之ヲ補充シ、拡充セサルヘカラサルモノハ力メテ之ヲ計画セサルヘカラス、例へハ其医学部ニ於ケル内科学、外科学ノ整備ヲ要スルハ論ナク、病理学ヲ更張シ病理的諸科ヲ講シ、病理局ヲ新設シ病理的実験等ヲ究メシメサルヘカラスモノアリ、生理学、解剖学、眼科、産科等ヨリ精神病学、衛生学等ニ至ルマテ、各種実験場、病室等ヲ増設シ、学理研究、臨床実験等ヲ便ナラシメサルヘカラサルモノアリ、薬学本科ヲ加設シ内外ノ藥物ヲ査覈セシメサルヘカラサルモノアリ、其法学部ニ於ケル内國ノ法律ヲ講明スヘキハ論ナク法理学ヲ更張シ、法律史ヲ攻覈シ、英仏独等外国ノ法律ヲモ講究セシメサルヘカラサルモノアリ、其理学部、文学部ニ於ケルモ亦同ク拡充、整備ヲ要スルモノ多々ニシテ、其講究セシメサルヘカラサルモノニ至リテハ皆然ラサルハナシ、且各学科ノ教授等現今二二人ニ担任セシムルモノ、後來數人ニ分任セシメ以テ愈其講授ヲ精覈ナラシメサルヘカラス、此等大学本然ノ事業ノ挙否ハ其關係スル所太タ大ナリ、為メニ別課等ノ余業ヲ廃スルハ實ニ已ヲ得サルコトニテ、其輕重ヲ比較セハ其得失以テ相償フニ足ラン乎

以上三件ハ後來本学ノ事業ヲ拡充シ高等教育ヲ整理センカ為メ、今日ニ在リテ予シメ決定セラレンコトヲ企望スル所ナリ、此段相伺候急速御裁可ヲ仰キ候也

明治十八年三月十四日

東京大学総理 加藤弘之

印

文部卿伯爵 大木喬任殿

〔以下全文朱筆〕

書面伺之趣聞届候条左ノ通り可心得事

一 費用ノ儀ハ十七年度ニ於テ金三万円、十八年度ニ於テ金壱万七千

円別途交付可致、十九年度以降ニ要スル分ハ當該年度予算編成ノ

際何分ノ詮議ニ及フヘシ

一 厦屋建築ノ儀ハ其都度絵図面等相添更ニ伺出ヘシ

一 別課等諸科廃止ニ付生スヘキ余剩金等ヲ以テ措置スルヲ要スル事

項ノ儀ハ其際更ニ詳細取調具申スヘシ

一 現今ノ理学部移転後不用ニ屬スル部分ノ博物場其他ノ建物ハ本省

へ可差出候事

文部卿

大木喬任

之印

明治十八年四月二一日

〔改丁〕、添付資料

理学部ヲ本学内へ移転合併ニ付、諸教室実驗場事務室等配置ノ方法、
左ノ如シ上段ニ掲クモノハ現今ノ位置ニシテ下段ニ載スルモノハ移動後
ノ位置ナリ

画学室、造船学及機械工学教室、同上計画室、

工学附属室、土木工学計画室、土木工学及造営

学教室、物理学実驗室（理医学合併）、第三分

析室（同上）、調剤室、第一化学室、第二同上、

採鉱学及試金術教室、画工室、数学教室、教員

扣所、星学教室、重学教室、採鉱及地質学教室

光線学実驗場

仮建

理学部移転合併ニ付、職員雇人器具消耗品等ヲ減少シ、其余剩金ノ見

製薬學教室及實驗場 第一分析化學室、第二同上權衡室

但植物分析室、蒸溜室、製造室

以上附屬室ハ徒前之通り

十番教師館

採鉱冶金室試金室

药品貯室

同上實驗場

國書課物理學製藥化學

等ノ用庫

器品庫（合併）

職工場

動物學實驗場（合併）、植物學實驗場（同上）、

新築病院

同上教室、金石地質學教室、第一地質實驗室

但凡一ヵ年間仮用

會計課用庫（半分）

法文學部樓上

舊分齋教室

古典講習科教室

大學事務室

別課医学教場

但新教場及製藥學

實驗場ヲ除キ

同附屬小使詰所

長屋

學生生徒扣所

生理學教場

十四番教師館

現今エーキマン居住

〔改丁〕

積左ノ如シ

職員二十六人俸給

小使人足俸給

同被服料

人力車雇賃

内外新聞雑誌

椅子卓子戸棚等之類

書籍器品等

消耗品

營善費

合計金壱万五千四百五拾円

内訳

金九百円

金貳千貳百円

金千九百五拾円

金貳十四百円

金千九百円

金五百円

金六百円

合計金九万三千円

一前二項費用合計金九万三千円支弁ノ見込

金六万三千円

本省ヨリ下付ヲ請フヘキ分

但十七年度、十八年度及十九年度ニ於テ交付可相成見込右ノ内

凡金五万円ハ本年度及十八年度ニ於テ下付セラレ度見込

金三万円

本学経費中ヨリ支弁

但十九年度迄ニ支出ノ見込、尤モ該當金額ハ理学部合併ニ由リ

生スヘキ余剩（毎年金壱万五千余円ノ割）並ニ其他臨機節減ニ

由リテ得ヘキ金額トヲ以テ之ニ充ツ

一二十年度以降ハ本学経費中前項ノ余剩金壱万五千円ト、本省ヨリ

下付ヲ請フヘキ金壱万五千円トヲ合セ、年々三万円ヲ以テ漸次理

医学部等ノ廈屋改築増設等ノ費用ニ充ツ

（史料翻刻にあたり、漢字は常用漢字体を用い、句点を適宜付し、合

一 理学部移転合併ノ為メ臨時費概算

金壱万零四百五拾円

字は開いた。）

（なかのみのる 室貢）